

船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「誰もが互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うことを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うと約することを市長に対して誓うことをいう。
- (3) 申告 市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を船橋市と締結した他の地方公共団体（以下、「連携地方公共団体」という。）において宣誓に類する行為をし、第6条に規定する証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記載され、市に居住している者又は宣誓をした日から3か月以内に市への転入を予定している者であること。
- (3) 現に婚姻していない者であること。
- (4) 宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。
- (5) 宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、原本を提出す

ることができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの

(2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）が、市への転入を予定している場合は、宣誓をした日から3か月以内に、次の各号のいずれかの書類を提出するものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 市へ転入する予定が記載された転出証明書

(2) 前項第1号に規定する書類であって、本市住所を確認できるもの

3 宣誓者は、宣誓をした日から3か月以内に、前項第2号の書類を提出することが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例による。

（通称の使用）

第5条 宣誓者は、宣誓には通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告時に提示し、その写しを提出しなければならない。

（証明書及び証明カードの交付）

第6条 宣誓者及び第8条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（第2号様式）により、パートナーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）又はパートナーシップ宣誓証明カード（第4号様式。以下「証明カード」という。）の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の申請があったときは、宣誓者に対し、第4条第4項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書又は証明カードに記載するものとする。

3 市長は、第8条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を

受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。

(申告の方法)

第7条 申告をしようとする者(以下「申告者」という。)は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第5号様式。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類
(2) 住民票の写し(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって連携地方公共団体の区域内から市への転入が確認できるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 申告者が、市への転入を予定している場合は申告から3か月以内に、次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

(1) 市へ転入する予定が記載された転出証明書

(2) 前項第2号に規定する書類であって、本市住所を確認できるもの

3 申告者は、申告をした日から3か月以内に、前項第2号の書類を提出することが困難な場合は、その旨を市長に申し出るものとする。

4 申告者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。

5 市長は、第1項の規定により申告書の提出があった場合において、証明書を申告者に交付するものとする。

(子に関する届出)

第8条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子(実子又は養子に限る。以下「子」という。)の届出をすることができる。

2 子の届出をしようとする者は、子に関する届(様式第7号)を宣誓者の双方で記載し、次に掲げる書類を添え、当該子の実親又は養親が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは事前に当該子の同意を得るものとする。

(1) 子であることを証明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。

5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第4項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届(第6号様式。以下「変更・解消届」という。)により市長に届け出なければならない。この場合において、宣誓者が本人であるかどうかの確認については、第4条第4項の規定を準用する。

- (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。
- (2) パートナーシップが解消されたとき。
- (3) 双方が市外へ転出したとき。(宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告する場合を除く。)
- (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

2 宣誓者は、前項第1号の規定により変更・解消届を提出しようとするときは、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。この場合において、同項中「宣誓日前」とあるのは「届出日前」と読み替えるものとする。

3 宣誓者は、第1項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。

5 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

6 市長は、宣誓者が連携地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第2項の規定により証明書又は証明カードが返還されたものとみなすことができる。

(宣誓の無効)

第10条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓の取扱い)

第11条 市長は、宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨にのっとり、施策を行うものとする。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者が宣誓及び市が交付した証明書並びに証明カードの趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書を20年間保存するものとする。

(準用)

第14条 第3条から第6条(第4条第1項から第4項までの規定を除く)及び第8条から前条までの規定は申告をする場合について準用する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。